

レンテック大敬サポート特約制度説明

【対人・対物共通補償対象外事項及び自損事故・搭乗者傷害】

※建設機械等における現場内賠償事故の場合、お客様（元請け・下請を含む）が加入している損害賠償保険を優先して使用頂く事になります。

- お客様及びお客様が使用を許可した下請け業者等の故意又は重大な過失による損害
- 法的な賠償責任額の他に、当事者間で交わされた、本来賠償義務のない約束事
- ナンバーの無い商品にて公道を走行、横断した等々法令に反する状況にて発生した損害
- 振動及び地盤崩壊等による損害賠償事故
- **当社に断り無く無断で転貸しをして発生した損害賠償事故**
- 台風・土砂崩れ・洪水または高潮によって生じた損害賠償事故
- 地震・噴火または津波等によって生じた損害
- 騒音・塵埃（ホコリ等）・排気・排水及び有害物質飛散による損害
- **戦争・暴動・労働争議等によって生じた災害や、闘争行為・自殺行為・又は犯罪行為による損害**
- **重大な法令違反によって生じた損害及び国外にて発生した損害事故**
- **無資格・酒酔い・薬物等々正常でない状態にて運転者本人に生じた損害（自損・搭乗者）**
- **正規の乗車装置以外（バケット内・荷台等々）への乗車による傷害全て**

【対人補償対象外事項】

- 事故を起こした人と死傷した被害者が親子・配偶者・同居の親族・会社同僚・下請会社の社員及び共同作業従事者である場合

【対物補償対象外事項】

- 事故当事者及び事故当事者の父母・配偶者・子供の財物損害（受託及び管理財産を含む）
- 対物賠償における間接損害及びビジネスリスク

